

国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究センター運営委員会規程

平成16年4月1日制定
平成29年7月3日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究センター規程第4条第2項の規定に基づき、動物生命科学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、動物生命科学研究センター（以下「センター」という。）に関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの整備、改善に関すること。
- (2) 実験動物飼育方法の調査・研究に関すること。
- (3) センター運営の予算に関すること。
- (4) センター利用の基本方針に関すること。
- (5) その他センターの管理運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの教授
- (3) センターの准教授
- (4) 医学科基礎医学講座及び学内教育研究施設の教員 2名
- (5) 医学科臨床医学講座の教員 2名
- (6) 看護学科の教員 1名
- (7) 動物実験に携らない教員 若干名
- (8) 利用者会議議長及び副議長
- (9) センターの客員教授
- (10) その他委員長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号から第7号まで及び第10号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行す

る。

(委員会の成立)

第5条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員長は、専門の事項を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。